戦後日本における暦の再編(1)

----「迷信的 | 暦註⁽¹⁾の禁止と復活----

荒川 敏彦 下村 育 世

1 暦とコスモロジー

2006年、東京23区在住の1200人に、仏滅の結婚式や友引の葬式についての意見を尋ねたところ、「それなりの理由があるのだから、そういうことは避けた方がよい」と回答した人は58.4%と6割近くに上った。それに対して、「全くいわれのないことで気にする必要はない」と否定した回答は12.2%にとどまった⁽²⁾。

普段は気にしないが、要所要所でその日の吉凶・運勢が気になるというケースは思った以上に多いようである。たしかに「仏滅割引」のある結婚式場は数多いし、宝くじを買うなら「大安」が好まれる $^{(3)}$ 。手帳を見ても、大安、友引、仏滅などの六曜(六輝)が極小の文字で記載されているのをよく見かける。また、その年の干支が記載されているカレンダーも多い。「丙午」(ひのえうま)の年に出生率が下がる $^{(4)}$ という例からも分かるように、干支は運勢や縁起との関連も深い $^{(5)}$ 。

六曜や干支が書かれていない場合でも、日曜日や月曜日などの曜日はほとんどのカレン

⁽¹⁾ 暦註とは、年月日のほかに記されている、天象や七曜(日・月・火・水・木・金・土)、干支(十干十二支、六十干支)、朔望、潮汐、二十四節気(立春から大寒に至る)などのこと。他に、日の吉凶、十二直(建・除・満・平・定・執・破・危・成・納・開・閉)、二十八宿(角・亢・氐・房・心など)、九星(一白・二黒・三碧・四緑・五黄・六白・七赤・八白・九紫)、六曜(先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口)なども含む。三省堂編修所編『暦ことば辞典』三省堂、2002年、97頁。また『国史大辞典』によると、暦註とは「暦に注記される歳月日時や方角などに関する禁忌。また年中行事や農事などに関する注記をも含めていう」とある。「暦註」『国史大辞典』、722頁。

⁽²⁾ 竹内郁郎・宇都宮京子編『呪術意識と現代社会』青弓社,2010年,52頁。この調査には筆者ら(荒川,下村)も参加している。仮に大安や友引に関する縁起を「迷信」と思っていたとしても、現実の行動がそれに伴っていないということはあるだろう。頭で考えていることと、実際の行動は必ずしも一致しているとは限らない。その場合、現実のものとみなされるのは、その日の吉凶などを迷信とする「考え」の方ではなく、実際に表面化した「迷信的行動」の方である。そして多くの人がそのように振る舞えば、頭でどう考えていようとも、それはもはや単なる「迷信」なのではなく、現実の力となって人びとに感じられるに違いない。そこでは「迷信」はもはや「迷信」ではなくなっている。

⁽³⁾ その期限は古いが、明治の改暦頃から盛んに使用されるになった、比較的新しい暦註である。岡田芳朗『日本の暦——旧暦と新暦がわかる本』新人物往来社、2009年、184~185頁。

^{(4) 1906}年、1966年など、20世紀においても出生率が低下している。これは丙午の「年」に縁起を読み込んだ 伝統主義的な社会意識の現れである。岡田芳朗『暦のからくり――過去から学ぶ人生の道しるべ』はまの 出版、1999年、97~98頁。

⁽⁵⁾ 甲子や辛酉の年は「革令」「革命」の年とされ、日本でも江戸時代には元号を改めることが慣わしとなっていた。もとは『易経』に由来する。

ダーに載っている。この曜日はもともと西洋起源ではなく、古来の「七曜暦」に由来し $^{(6)}$ 、江戸時代では主に吉凶判断に使用されていたものであり $^{(7)}$ 、明治の改暦の後、明治9年に公務員の休日を日曜日としたことから、広く人びとの生活の基準として浸透していったものと言われている $^{(8)}$ 。

暦に載っている一日一日は、単に無味乾燥な数字として羅列されているのではない。六曜であろうと干支であろうと、そして七曜であろうと、ある一定の秩序をもって把握されているのである。学校の学事暦であれば、入学式の日程や始業式、終業式の予定などが記されているだろうし、農事暦であれば種蒔きなどの時期が記されているだろう。「暦の上では」とテレビの天気予報などでも触れられる二十四節気は、「穀雨」や「芒種」などに明らかなように農業と縁の深い月日の把握システムである。暦は一つのコスモロジーを映し出したものであり、その日を「よむ」という側面をもっているのである。

したがって暦には、(1)日付(年月日)を確定・表示する機能と、(2)(ある観点から)その日が何の日であるかを告知する機能という二重の機能がある。後者はさらに、(a)社会的・個人的な予定を告知する場合と、(b)その日に付与されたコスモロジカルな意味を告知する場合とに分けられよう。大安・仏滅といった六曜や立春・春分といった二十四節気などは(b)にあたる。

ここで問題は、この(b)固有の意味付与、とりわけそれが日や年の吉凶といった事柄に関わった場合である。年月日に深遠な意味などないとするのが「科学的」な態度であり、日々の意味を「よむ」などということは「科学的」とはみなされない。とりわけその年やその日の運勢、吉凶などをよむといったことは「迷信」「俗信」とされる。

こうした「迷信」は、悪しき旧弊、前近代の遺物などと言われるのだが、そもそも吉凶や運勢などの「迷信」を記載した暦はいつから存在するのだろうか。たしかにそれは古代からある⁽⁹⁾わけだが、ある意味では、それは「戦後」になってからとも言えるのである。というのも戦中までは、それら「迷信的」な事項の註記された暦は「偽暦」「擬暦」とされ、出版発売が禁じられていたからである。それでも人びとには暦が必要であった。発禁や取締り、それでも巷にあふれる偽暦の数々。この辺りの暦事情は、公的秩序と人びとの生活秩序とのずれを示しているに違いない。

何が「偽暦」とされるかには、暦を頒布するシステムおよび担い手の変更という問題も 絡んでいた⁽¹⁰⁾。すなわち、流通システムの変革によって、官許されない者の手による頒暦

⁽⁶⁾ 日月および土・木・火・金・水の五惑星を指す七曜星に由来する。もともと七曜暦は天体暦であって、一般の人びとに頒たれたものではない。中世にいったん途絶し、江戸時代の貞享改暦と同時に渋川春海が全面的に復活させたとされる。貞享改暦以後、当初はまったく天文学的な事項のみであったが、やがて吉凶の暦註がつくようになった。渡邉敏夫『日本の暦』雄山閣出版、2000年復刻版(初版1975年)、437~445頁。

⁽⁷⁾ ただし、次の指摘もある。「江戸時代までの七曜星は主に吉凶の判断として用いられてきたが、他に多くの暦注があるため、七曜の暦注はほとんど人々の注目を集めなかったと思われる。」前掲、三省堂編修所編『暦ことば辞典』、116頁。江戸期の七曜の暦註はかなりの分量であり(前掲、渡邉『日本の暦』、443頁)、あまりに煩雑すぎて「よむ」ことが困難だったのではないかとも思われる。

⁽⁸⁾ 前掲,三省堂編修所編『暦ことば辞典』,116頁。

⁽⁹⁾ 残存する日本の最古の暦といわれる『御堂関白記』には、暦にびっしりと吉凶や干支などが記され、その 余白に藤原道長の日記が書き付けられている。前掲、渡邉『日本の暦』、435~436頁。

⁽¹⁰⁾ 岡田芳朗『明治改暦——「時」の文明開化』大修館書店, 1994年, 217~220頁。

が「偽暦」とされていく過程である。

本稿では、それまで「当たり前」であった暦の形式が「偽暦」として取り締まられるに 至る経緯をたどりながら、とくに戦中から戦後直後への移行期に注目し、「迷信的」とさ れた暦註をめぐる暦事情の一端を明らかにしてみたい。

考えてみれば、時の支配という問題は、古より為政者にとって大きな関心事であった。暦がもつ日付の表示機能は、コスモロジカルな日付の意味付与と連動して、権力の源泉となりうる⁽¹¹⁾。それゆえ暦秩序の管理は為政者の手に握られることになるのだが、しかし同時に、地域社会に生きる人びとの生活リズムは、公的な暦のコスモロジーとは別個のコスモロジーを要請していたであろう。だからこそ為政者、行政府にとっては、それら民間の私的な暦システムをいかに規制するかが問題となったのである。とりわけ「科学的精神」をもって「生産力」を高めようとする戦前戦中の――そして戦後の――体制からすれば、民間の勝手で「迷信的」な暦の秩序は生産力増強の障害であり、統一的な「新秩序」あるいは「近代化」の阻害要因でしかなかった。暦頒布の規制や検閲には、公的秩序とは異なる秩序の発生する萌芽をいかに抑制するかという問題も絡んでいただろう。

しかしそうした統制も、「戦後」になると話は別である。別ではあるのだが、ではどのように別なのか。戦後は「近代化」が進められ、「迷信的」暦註は駆逐されていったのか。現在の私たちが用いるカレンダーを見れば、そうではないらしいことは一目瞭然である。では「迷信的」暦註の扱いは、戦中から戦後にかけてどのように変化したのであろうか。

2. 頒暦の特権化――流通ルートによる「偽暦」制限と伊勢神宮化

はじめに、一定の暦が「偽暦」として構成されていく上で重要な、担い手の問題を簡単に検討しておこう。「偽暦」の排除として見た場合、「迷信的」暦註の排除より以前に、頒暦の担い手を特権化することによって、官暦以外の暦を制限するという経過があったからである。

(1) 大学による「禁止」要請――弘暦社ノ外頒曆取扱ヲ禁ス

欧米列強との関係からも文明開化の政策を推進する必要に迫られていた維新政府にとって、欧米同様の太陽暦の採用は課題であった $^{(12)}$ 。日本は、中国から暦が入って正式に暦日が用いられるようになって(602年 [推古10年])以来 $^{(13)}$,月と太陽の両者に基づく太陰太陽暦(いわゆる太陰暦)を採ってきたからである。その伝統を廃して新たに太陽暦が採用されることが人びとに知らされたのは、そろそろ年末の準備でも始めようかという1872年(明治5年)の11月であり、翌1873年(明治6年)から新暦が使用されることとなった。

だが「偽暦」排除の端緒はこれより先、江戸時代より続く社会諸制度の変革いわゆる明治維新の一環としての、暦の諸制度の変更にあった。制度は変わっても時は流れ続ける。

⁽¹¹⁾ 元号はその一典型である。古来,改元の権力は朝廷にあった。宮田登は「年号は,天皇在世の象徴」と指摘している。宮田登『王権と日和見』吉川弘文館,2006年,64頁。

⁽¹²⁾ 前掲, 岡田『明治改暦』, 163~164頁。

⁽¹³⁾ 前掲,渡邉『日本の暦』,4頁。

来年の暦をどうするかは喫緊の問題であった。1868年(明治元年),翌年の編暦頒暦について、それまで暦道を統括していた土御門家より新政府へ、引き続き統括を許可されるべく願書が出された。同年7月9日には「土御門春雄造暦及頒布」の許可が下りている⁽¹⁴⁾。さしあたり暦本の編纂は土御門家によるとし、頒暦もまた土御門家より許可を得た江戸時代以来の版暦者を弘暦者と改称して、この弘暦者に限定することとなった⁽¹⁵⁾。

こうして暦に関する一切が土御門家に統一された。この専売化こそ、後に、官許されていない者による頒暦を「偽」とする一大根拠となってくる。この権限はすぐに土御門家から大学に移されるが、専売化による「偽暦」の創出という構造は基本的には変わらない。むしろ、ますます「禁止」の色彩が強まっている。

その概要は次のようであった。土御門家への特権は維新直後の混乱期における応急処置であって、早くも1870年(明治3年)2月10日に権限は大学に移され、土御門家は特権を喪失する⁽¹⁶⁾。大学は権限を得た直後、当時の社会における頒暦事情を問題視した。同年4月19日、弘暦者以外の頒暦を禁じるよう、大学から上申されている⁽¹⁷⁾。許可なく勝手に頒暦する者が多く、しかもそれらが甚だ以て不体裁であるというのがその理由であった。したがって、紊らな暦の頒布に対する「禁止」に向けた動きは、直接的には、土御門家よりも大学が特権を有したときに出発したと言える。実際、この3日後の同年4月22日、大学からの上申どおり「弘暦社ノ外頒曆取扱ヲ禁ス」とされ、以下のように布達されている。

頒曆授時ノ儀ハ至重之章典ニ候處,近來種々ノ類曆世上ニ流布候趣無謂事ニ候,自 今弘曆者之外取扱候儀一切厳禁被仰出候事

これ以後, 頒曆は弘曆者に限定され, それ以外の者による頒布は「一切厳禁」とされた。 この布達は, 後に「偽曆」を取り締まる際, その有力な根拠として取り上げられていくき わめて重要なものである⁽¹⁸⁾。

さて、全国の頒曆者たちは1872年(明治5年)、大阪頒曆社と東京頒曆社を結成し、文部省天文局から翌年の曆の原本を渡されて、一万両の冥加金と引き替えに、印刷製造と販売を独占する権利を得ていた⁽¹⁹⁾。しかしその年、改曆が断行される。これは、商社に大損失を負わせることとなった。改曆の布告が11月に入ってからであり、すでに販売されていた(旧暦による)翌年の曆が紙くずとなったためである。この緊急事態に対して、政府は明治6年の暦に限り、政府の雛形どおりに製作するならば頒曆を誰にでも認めるとして、事実上、頒曆商社による頒曆独占の約定を破ってしまう⁽²⁰⁾。

^{(14) 『}太政類典』(第1編第2巻)。

⁽¹⁵⁾ 前掲,渡邉『日本の暦』,357頁以下。

^{(16) 『}太政類典』(第1編第19巻)。

^{(17) 「}頒曆等其職ニアラサル者ノ手ニ成リ候モノ少カラス甚以テ不体裁ニ候条自今弘曆者ノ外致取扱候事一切不相成趣夫々御達有之度存候也」。『法規分類大全』第一編政体門、制度雑款一、暦、16頁。

⁽¹⁸⁾ 太政官布達 第307号。この布達は『暦及守札取締大要 附暦及守札取締大要』においても「最初の禁令」として言及され、「偽暦」を取り締まる根拠とされていく。『暦及守札取締大要』刊行元および刊行年不詳(ただし内容の記述から昭和11年以降であることは判明)、1頁。

⁽¹⁹⁾ 岡田芳朗、『暦ものがたり』 角川書店、1982年、256頁。

⁽²⁰⁾ 前掲, 岡田『明治改暦』, 71頁。

しかし、突然の改暦によって大損害を被った頒曆商社からの申し立てがあり、またできるだけ早く旧暦ではない「正しい」新曆を普及させたい政府としては、各地にネットワークをもつ頒曆商社の専売を許可せざるを得ず、商社に対して冥加金一万両の免除とその後3年間の専売を許可し、次いで5年延長し、さらに1年延長した。これにより官曆の頒布は、1874年(明治7年)から1882年(明治15年)まで、江戸時代より代々頒曆の製造と頒布を担ってきた弘曆者たちの結成した頒曆商社による専売とされた。

商社には、代々築かれてきた頒曆組織があった。そのため誰かが勝手に暦を製造しても (つまり「偽暦」を作っても)、販売ルートに乗せることができなかった。摘発や処分によってではなく、流通システムを制約することによって、「偽暦」の出現は妨げられていた一面があったのである (21)。

(2) 伊勢神宮化

ところが、1882年(明治15年)4月26日、翌年の暦から頒曆商社の専売特権が切れるというこの時期に、再び特権は移る。今度は「本暦幷二略暦ハ伊勢神宮ヨリ頒布シー枚摺略暦ハ民間ニ於テ出版ヲ許ス⁽²²⁾」とされ、官暦頒布の特権が弘暦社から伊勢神宮に移されたのである。

この伊勢神宮への特権の移行の背景には、様々な思惑の絡み合いがあった。この間、内務省は明治15年暦から府県による頒暦を構想し、神宮司庁は全国の頒暦の独占を希望するというように、内務省と伊勢神宮の思惑に違いが見られたのである。そのため、伊勢神宮司庁が1880年(明治13年)8月17日に内務省に頒暦独占の伺いを出しているが、これは同年10月4日付けで「本暦ノ頒布ヲ神宮司庁ニ属センコトヲ請フ允サス」と拒否されている(23)。しかしその後も神宮司庁は頒暦に積極的な態度を見せていく。そうこうするうち頒暦商社の専売期限が近づき、頒暦事業をどこに帰属させるかが問題になったとき、今度は内務省が1872年(明治15年)3月28日に政府に伺いを出している。すなわち、伊勢暦以来の伝統と実績をもつ伊勢神宮に頒暦を一任することが上策であろう、と。こうして出されたのが、同年4月26日太政官布達第八号である。

本暦並二略本暦ハ明治十六年ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムベシ, 一枚摺略暦ハ明治十六年暦ヨリ何人ニ限ラズ出版條例ニ準據シテ出版スルコトヲ得

しかし、頒曆を伝統的な頒曆商社ではなく、それまで頒曆の実績がない神宮司庁が担うことになったとき、「偽曆」の流布を阻止するだけの強固な流通ルートは消失してしまった。伊勢神宮は、明治十六年曆について、旧頒曆商社の林組に頒曆の製造と頒布の両方を依託したが、この依託も明治十七年には解除してしまう。「偽曆」に対する官憲の取り締まりも、罰則がなかったため実際上の効果は薄かった。

こうして、頒暦者でもなく伊勢神宮でもない所から、秘かに、けれども大量に「偽暦」が頒行されることになる。そのことは、「偽暦」取り締まりがその後延々と続けられるこ

⁽²¹⁾ 前掲, 岡田『明治改暦』, 219頁。

^{(22) 『}公文類聚』(第6編第1巻)。

^{(23) 『}法規分類大全』第一編政体門,制度雑款一,曆,112頁。

とにも窺える。たとえば伊勢神宮に暦の頒布の権限が一元化した直後の1884年(明治17年)には、管見の限りにおいても5月29日 $^{(24)}$ 、6月7日 $^{(25)}$ 、12月12日 $^{(26)}$ 、12月19日 $^{(27)}$ などに、東京府より「略暦発売差止」の告示が出されている。翌1885年にも「略暦発売差止」の多くの告示が出されているのである。「偽暦」は、どうしてこれほど出るのか、そしてどうして次々と取り締まられていったのか。

頒暦の担い手の特権化による「偽暦」の取り締まりという視点は、一般の人が出す暦を「偽暦」とみなし、取り締まりの対象にしていくプロセスを理解する上で重要である。しかし、取り締まりにもかかわらず「偽暦」が次から次へと出現する背景となると、説明できているとは言えない。この問題を解くためには、人びとの需要ないし欲求の次元と、官暦の目指す暦のコスモロジーとの違いに注目する必要がある。それが「迷信的」暦註をめぐる問題である。

3. 明治改暦と暦註の禁止

いくら取り締まられても現れる,作者不詳にして神出鬼没の「偽暦」は「おばけごよみ」「おばけ」とも言われた。この「おばけ」出没の背景には、上述した(1)頒暦の「特権化」の他に、(2)「迷信的」暦註の「禁止」という大きく2つの系統が考えられる。以下、後者の問題について検討したい。「迷信的」暦註は、早くも改暦の段階から禁止する意図が明確にされている。

(1) 改暦の詔――繁きを去り煩わしきを除き

太陽暦の採用という暦法上の大転換にあたり、1872年(明治 5 年)11月 9 日に宮中にて「改暦式」が執り行われた。そこでは明治天皇が自ら祝詞をあげており、同日「改暦の詔書」が太政官から公布されている $^{(28)}$ 。このときの太政官達において、同年12月 3 日(太陰暦)をもって太陽暦の 1 月 1 日とする旨が述べられ $^{(29)}$ 、現在にまで至る太陽暦にもとづく暦が誕生したのである $^{(30)}$ 。この改暦で目指されたのは、江戸時代まで暦に付されていたその日

⁽²⁴⁾ 東京府告示乙第94号, 95号。

⁽²⁵⁾ 東京府告示乙第103号。

⁽²⁶⁾ 東京府告示乙第190号。

⁽²⁷⁾ 東京府告示乙第193号※。

^{(28) 「}太陰暦ヲ廃シ太陽暦ヲ行フ附詔書」(明治5年11月9日)。『太政類典』(第2編第2巻)。また、岡田芳朗『明治改暦――「時」の文明開化』大修館書店(1994)、116頁以下。なお、この際の天皇による祝詞のなかに暦註排除に関連する文言が含まれていることは注目に価する。

⁽²⁹⁾ 旧暦(太陰暦)の明治5年11月朔日(1日)が新暦(太陽暦)12月1日にあたっており、一月分ずらせば新暦に合致する時期に当たっていた。しかし11月は小の月(旧暦では29日まで)であったため、それまでの旧暦12月朔日(1日)を太陽暦の11月29日、旧暦12月2日を太陽暦11月30日とし、旧暦12月3日を太陽暦1月1日とすることになった(岡田、前掲書、121頁)。つまり旧暦の12月は1日と2日のみとされたのである。なお旧暦の大の月は30日までであり、明治5年12月(大の月)にはもともと31日は存在しなかった。明治改暦によって「消滅」したのは明治5年12月3日までである。

⁽³⁰⁾ この改暦では、旧暦12月が1日と2日で終わって太陽暦1月1日になってしまうため、各地にさまざまな 混乱——12月分給料の支払い問題や年末払いの問題など——が生じた。前掲、岡田『明治改暦』、183頁。ま た、人びとの目にも改暦は大問題と映り、これにより新聞の存在が注目されたとの指摘もある。柳田國男『明

の吉凶をはじめとする煩瑣な暦註を除いた「科学的」な暦であった。

改暦式の際の明治天皇による祝詞の文言中には「繁支乎去利煩志支乎除支弖」とあり、暦註を名指しこそしていないが、改暦当初より吉凶にまつわる「煩瑣」な暦註を削除しようとする方針であったことが窺える⁽³¹⁾。ちなみに祝詞ではこれに続けて「然有留倍支事乃限乎連爾」と述べられている⁽³²⁾。繁く煩わしき暦註を除外するという以上、「さあるべき事」に古来からの吉凶に関する事柄は入らないであろう。

除外の内容は、同日公布された改暦の詔書⁽³³⁾で「殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率子妄誕無稽ニ属シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセズ」と述べられ⁽³⁴⁾、とくに暦の「中下段」として明確にされた。「中下段」の暦註は概ね「妄誕無稽」であって「人知の開達を妨げる」というのである。改暦を断行する当初より、吉凶に関する暦註の排除は明確であった。

(2)「不稽の説」増補の禁止

1872年(明治5年)11月26日、「太陽略暦板刻ヲ許ス」として、翌年(明治6年)に限って略暦の頒行が許された。しかし、あくまで従来「柱暦」と称されて柱に貼り付けて使用された細長い一枚摺の略暦が許されたのであり、その場合でも新暦を標準とすること、そして世の便宜のために時刻表を載せることは構わないが、年日の吉凶や占いの記述を「増補」することは禁ずるというものである。禁止の文言は次のとおり(35)。

暦中ノ歳徳金神日ノ善悪ヲ始メ中下段中掲載不稽ノ説等増補スルハー切之ヲ禁ス

「歳徳」「金神」「日の善悪」や、暦の「中下段」に掲載されてきた暦註は「不稽の説」 つまり根拠のない説とされ、それらの掲載が「一切」禁じられている。「等増補」の禁止 であって、この「等」がどこまでを指すかは定かでなく、罰則もなかったが、禁止は「偽 暦」を生み出していく。

ところでこの「中下段」とは、暦の記載形式のことである。暦を上中下段に分けてみた場合、それまでは上段に日付およびその日の干支、中段には十二直や納音などの暦註、下段には凶会日や帰忌などの吉事註や年中行事が記されていた $^{(36)}$ 。それを禁止したのである。「中下段」が禁止される直前、すなわちその掲載が「当たり前」であった時代の暦(明治5年)で確認しておこう(図 $1\sim$ 図 3) $^{(37)}$ 。図 2 の右側の頁に「歳徳」「金神」が掲載され、

治文化史 13 風俗編』洋々社、377頁。

- (31) 前掲, 岡田『明治改暦』, 116頁。
- (32) 前掲. 岡田『明治改暦』、116頁。
- (33) 前掲、「太陰暦ヲ廃シ太陽暦ヲ行フ附詔書」(明治5年11月9日、太政官)
- (34) 「詔書写」。前掲,岡田『明治改暦』, 117頁。
- (35) 『太政類典』(第2編第2巻)。
- (36) 岡田芳朗・伊東和彦・後藤晶男・松井吉昭『暦を知る事典』東京堂出版, 2006年, 84-85頁。
- (37) 太陽暦に基づいた後掲の「本暦」「略本暦」と比較できるだろう(図4~図6)。なお、本論文掲載の図版はすべて私蔵資料による。前掲の岡田芳朗『明治改暦』(204頁)には、旧暦や「歳徳」その他の暦註が以前のまま載っている「明治六年略暦」と、新暦のみで暦註を一切排した「官許」印の捺された「明治六年略暦」とが併記されている。これらはいわば境界事例で、官暦と偽暦が並行している状況である。そもそも禁止されたからといって、改暦が知らされたのは11月である。一月後には新暦の暦を出せと言われても、そのような短期間にできるはずもなく、巷には暦註を施したかつての暦が出回っていたことを物語る資料



図1 『明治五年壬申頒暦』(大学星學局) 表紙



図2 同『明治五年壬申頒曆』 1 枚目曆頭



図3 同『明治五年壬申頒暦』2枚目見開き

左頁の中ほどに「正月 小 建 壬寅」と記されて、その次に日付が始まっている。上から順に、日付、干支、十二直、納音(順に、土、土、火、図3へと続く)、最後に具体的なその日の吉事註が記されている。

先に引用した文言で、中段⁽³⁸⁾と下段の暦註が「不稽」とされ禁止の対象になったわけだが、「偽暦」は、それまで当たり前であった暦註が公的に禁止されることによって誕生する。禁止が偽暦を作り出すのである。

(3)「科学的」暦の誕生――裏表の関係としての「迷信」と「科学」

暦の頒布に規制がかけられ、「迷信的」な暦註の付された暦の頒布が禁じられていく当初の経緯は以上のようであった。では「迷信的」暦註を一切排除した暦とは、一体いかなるものか。冒頭で、私たちが現在使用しているものも、多くが六曜などを記載していることに触れた。先の引用で見たように「一切之ヲ禁ス」とされたけれども、一切の「迷信的」

である。

⁽³⁸⁾ 図2では十二直と納音が該当するであろう。

暦註の排除が、歴史上いかに希有なことか察せられよう。

「迷信的」暦註を一切取り除いた暦は、改暦以後明治六年暦から刊行されていたのだが、すでに触れたように明治十六年暦からは、世俗の版元からではなく、伊勢神宮から出され頒布されていくことになった。「本暦」「略本暦」と称された暦がそれである⁽³⁹⁾。しかもそれは、『神宮暦』と名称こそ変更してはいるが、ほとんど形式を変えることなく、「科学的」事項を満載して現在も刊行され続けている。

参考として掲載した『本暦』を見ると(図4,図6)、七曜(いわゆる曜日)と日付の 干支の記載の他には、日の赤緯および赤経、日の出日の入りの時刻、日の南中時刻、日中 の長さ、そして月齢や月の出月の入りの時刻、月の南中時刻、満潮干潮時刻などが記され ている。冊子後半には、全国各地の⁽⁴⁰⁾月ごとの平均気温や降水量、降水日数さらには霜 雪の時期などの気象情報が載せられている。また「本暦」の情報を抄録したもの、すなわ ち明治初期の『太陽略暦』『太陽略本暦』および明治13年以降の『略本暦』も、基本的に は同様である(図5)⁽⁴¹⁾。「本暦」「略本暦」ともに、戦中(図4,図5)と戦後(図7、 図8)を通し一貫して「迷信的」暦註を排した「科学的」なものであり、今で言う『理科 年表』を彷彿とさせる。

このように、明治6年の太陽暦から、公的には「迷信」を排除した暦による統一が目指されたのである。

しかし「本暦」「略本暦」は、「迷信的」暦註を排した「科学的」なものであるが、同時に、伊勢神宮の例大祭や天皇の例祭などを記載したものでもあることを忘れてはならない。西内雅は、伊勢神宮より刊行の「神宮暦」の特徴として、(1)暦に科学的な典拠があること、(2)朝廷を尊崇する精神に充ちていること、(3)神宮および神社の教化に資するよう努力されていることの3点をあげている⁽⁴²⁾。紆余曲折の末、長く民間に流布してきた「迷信的」暦註のコスモロジーを排除した「正しい」暦は、「朝廷」「神宮」のコスモロジーによって構成されていくことになったのである。逆に図2、図3に見るとおり、吉凶を記した暦註が当たり前だった時代の『明治五年壬申頒暦』には、朝廷や神宮に関する記載は見あたらない。一定の世界像を排除する過程は、同時に別の世界像を創造する過程でもある⁽⁴³⁾。明治以降の「偽暦」をめぐる禁令や取り締まりは、両者のせめぎ合いとして見ることが可能であろう。

^{(39) 「}本暦」の刊行は1883年(明治16年)である。

⁽⁴⁰⁾ 全国主要地域が対象。戦中のものでは、パラオ、サイパン、ボナベ、漢口、天津、青島等のデータも掲載されている。(『昭和十九年暦』神宮神部署、参照)

⁽⁴¹⁾ 日付と七曜、日付の干支の他に、(現在も) 旧暦が記載されている点で『本暦』と異なる。『略本暦』に、『本暦』同様に日の出日の入り時刻が記載されるようになるのは、明治13年に『太陽略本暦』から『略本暦』へと名称が変更されてからのことである(その後、月出と月入の時刻、満潮干潮時刻が加わって現在に至っている)。また図5から分かるように、『略本暦』には、下に暦面の解説や農事暦の情報なども掲載されている。おおよそのサイズは、『本暦』はB5版、『略本暦』はB6版であり、ともに和綴じ。この判型も当初より現在まで一貫している。

⁽⁴²⁾ 西内雅「神宮暦の研究」『神道史研究』(神道史学会),創刊号,1963年,12~13頁。なおこれは直接には「戦後」の「神宮暦」についての指摘であるが、戦前・戦中の「本暦」「略本暦」は一層これらの特徴を有していた。

⁽⁴³⁾ 荒川敏彦「脱魔術化と再魔術化――排除と創造のダイナミクス」『社会思想史研究』(社会思想史学会)第 26号,2002年,藤原書店。

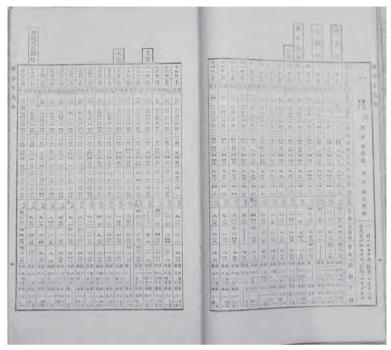


図4 『昭和十九年暦』(本暦) 一月

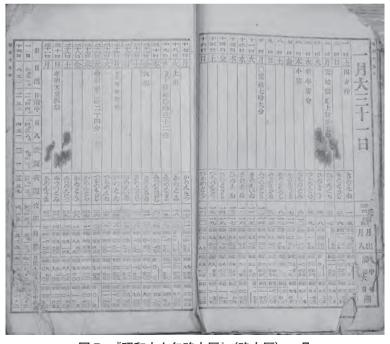


図5 『昭和十九年略本暦』(略本暦) 一月

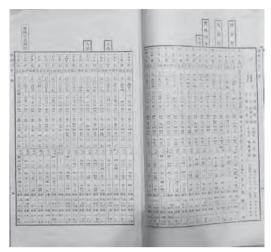


図6 『昭和二十一年暦』(本暦) 一月 (戦中と戦後の過渡期)

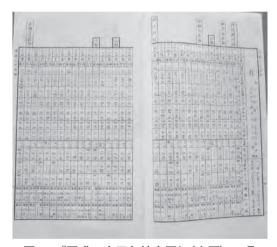


図7 『平成二十五年神宮暦』(大暦)一月

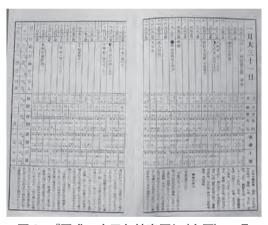


図8 『平成二十五年神宮暦』(小暦) 一月

ここまで、「迷信的」暦註が改暦当初から問題視されていたことを見てきた。それは文明開化の要請でもあったが、同時に為政者が「天下永世之ヲ遵行セシメン $^{(44)}$ 」とする権威の表出でもあったろう。

しかし、こうして作られた官製の暦がいかに「科学的」であったとしても、「迷信的」暦註を一切排した「科学的」な暦は、長く旧暦の世界に生きて生活知を蓄えてきた人びとの需要に応えるものとは言えなかった。現代の私たちが六曜を参照して結婚式場の「仏滅割引」を生み出すように、旧暦のリズムで生活し生業を営んでいた人びと、とくに農漁業者にとって、旧暦に付随するさまざまな暦註は生活に必要なものだったからである⁽⁴⁵⁾。

⁽⁴⁴⁾ 前掲「太陰暦ヲ廃シ太陽暦ヲ行フ附詔書」(明治5年11月9日)

⁽⁴⁵⁾ もっとも『本暦』にも、春分、秋分、彼岸、そして八十八夜や二百十日などは記載されている。日付と季節の対応関係が年ごとに大きく移動する旧暦と異なり、太陽暦では日付がほぼ一定するので、知として蓄

かくして、改暦の「詔書」で禁じられた繁く煩わしい暦註、「妄誕無稽」な暦註を欲する広汎な人びとの需要は、公的な暦の秩序とは異なる秩序にもとづいた「偽暦」を生み出すこととなった。それまで当たり前だった「暦」は「偽暦」へと身分を変えて、どこからともなく現れ、市中に出回るようになる。

4. 「迷信的」 暦註の禁止

(1)禁止・取締の根拠と実態――取締の解釈拡大

「迷信的」暦註の記載された「偽曆」は、明治維新と共に排除の標的とされ、改曆の詔勅においてもその旨言及されていた。しかし「偽曆」は、伊勢神宮から出される「本曆」はもとより、簡略化された「略本曆」よりもはるかに大量に出回ったと推計されている⁽⁴⁶⁾。「偽曆」の取り締まりの実態は、どのようなものであったのか。「偽曆」を取り締まる側の視点を、『出版警察法講義 附曆及守札取締大要』⁽⁴⁷⁾(以下『取締大要』と略)をもとに見てみたい。

この『取締大要』には、昭和初期の「偽暦」取締事情が詳細に記されている。それによれば、「最近如何ハ敷易学ニ類スル事項ヲ主トシタ出版物ノ発行ハ想像以上ノ多数ニ上ツテ居ル」とされる。頒暦に関する禁令として最初のものは「明治3年4月 太政官布達第307号」であるとして、本論文も先に触れた布達が言及されている。この布達はしかし、弘暦社以外の頒暦を禁止するものであって(弘暦社ノ外頒暦取扱ヲ禁ス)、直接的に「偽暦」の取り締まりを述べているわけではなく、罰則もない。次いで、1876年(明治9年)10月の布達(内務省甲第39号布達)を経て、これも先述した1882年(明治15年)4月26日の太政官布達第8号をあげている。繰り返しになるが、引用しておく。「本暦並ニ略本暦ハ明治十六年ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムベシ、一枚摺略暦ハ明治十六年暦ヨリ何人ニ限ラズ出版條例ニ準據シテ出版スルコトヲ得」というものであった。

この布達によって、一般の人にも「一枚摺略暦二限ツテ出版ノ自由」が与えられたのである。一枚摺略暦は、引札として商店等が店の「広告」を印刷して配るものも多かった。図9は、まだ商店名や広告が印刷される前の引札暦である。引札であるから、当然、もらった側が喜ぶようなものでなくてはならない。きれいなデザインであったり(図9は赤と緑で彩色してある)、便利な情報が掲載されている必要があった。そうした有用な、喜ばれる情報の一つに、吉凶に関する事項があった。図9も、歳徳、金神や方角の吉凶、三伏や八専などが記されている。右端にはメートル法一覧や郵便早見小包賃金表などが掲載されており、いかにも便利そうだ。暦の部分には、「昭和六年辛未年略暦」とともに「支那共和辛未年陰暦」が掲載されている。左端の空欄に、店名や広告を印刷したのであろう。

このように「一枚摺」の略暦は多種多様であった。取り締まる側も「本暦略暦ニ掲載シナイ事項ヲ載セル事ハ自由デアル⁽⁴⁸⁾ | とする立場をとったので、図9のように「迷信的 |

えられれば暦に記載される必要はないものだろう。しかし、そうしたわずかに記された「雑節」が、「科学的」 な暦に季節「感」をもたらしているとも言える。

⁽⁴⁶⁾ 前掲, 岡田『明治改暦』, 219頁。

⁽⁴⁷⁾ 前掲。出版元、出版年不詳。昭和11年以降のもの。

⁽⁴⁸⁾ 明治23年10月31日文部省令第2号による。

な暦注を記載することもできたわけである。

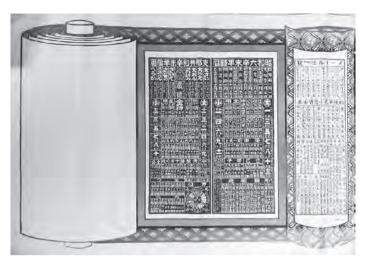


図9 『昭和六年辛未年略暦』(引札、「巻き暦」柄、一枚摺)

ところで「おばけ」は、詳細なものになると正統な暦である「略本暦」に似てくる。あるいは「略本暦」に似せて作ることで取り締まりの目から逃れようとする。さらには販売拡大を狙おうとする。そこで今度はそれを取り締まらねばならないというので、「略本暦類似出版物」の取り締まりが規定されることになる。「類似物」とみなされる要件は、「内務省ノ解釈ニ従へバ」、「暦日次ニ陰暦若クハ月齢又ハ七曜ヲ併記シ逐日継続的ニ陽日月齢七曜等ヲ対照シテ一定ノ日ヲ推惟スルコトヲ主タル目的トスルモノニシテ、其他ノ記載事項並ニ形態モ本暦略本暦ニ類似スルモノーということである(49)。

この『取締大要』は該当する出版物の具体的な名称もあげていて、『家庭御重宝』『農家宝典』『九星日操表』などが「類似物」にあたるとされる。しかし『取締大要』は、この取り締まりから逃れる方法をも記していて、当時の取り締まりをめぐる対抗措置を知ることができる。すなわち、略本暦に酷似した暦が「解釈上当然略本暦類似出版物トシテ取締ヲ要スルノデアルガ、内務省ノ取締慣例トシテ、陽日ト月齢又ハ陰暦及七曜ガ連続的二併記サレテ居ルモノノミヲ略本暦類似出版物トシテ」扱うのであって、結局それら日付や七曜(いわゆる曜日)などについて「連続的併記ノナイモノハ禁令外トシテ放任的態度ヲ執ッテ居ル」ということである。したがって、日付を一日飛ばしにしたり、曜日の記載を所々抜いてしまえば「連続的併記」ではなくなるから、「放任」の対象となるのであって、実際、そのような仕方で取り締まりから逃れる口実を作った暦もあった(50)。

もっとも、政府の側も手をこまねいていたわけではない。たとえば、「偽暦」を取り締まる法案が国会に出され、しかし結局法案が撤回されるという出来事も生じている⁽⁵¹⁾。こ

⁽⁴⁹⁾ 前掲,『警察法講義 附曆及守札取締大要』, 3~4頁。

⁽⁵⁰⁾ 前掲, 岡田『明治改暦』, 220頁。

⁽⁵¹⁾ 明治30年3月15日。この法案では、暦類似出版物が出ても「別ニ之カ制裁ナキヲ以テ罰スル能ハス 依テ 之カ取締法ヲ設ケントスル」と趣旨が述べられている。この法案は、暦類似出版物に対して、差押や毀棄

の例に見るように、「偽暦」の取り締まりは、厳格化と妥協との繰り返しであって、厳格 化一本にまとめることができなかったようである。

『取締大要』はさらに、略本暦類似出版物取締の根拠に言及している。すなわち、前掲の1870年(明治3年)太政官布告によって「発売頒布ヲ禁止スル」のであって、「出版法第十九條(52)ニ依ル處分デハナイ故、直ニ司法處分ヲ以テハ臨ミ得ナイ」、また「発売禁止サレタモノモ単ニ禁止スルニ止ツテ必然差押處分ヲ伴フモノデハナイ」と、残念そうに述べている。ただし放置したわけではなく、「然シ夫レデハ禁止處分ノ効果ヲ全カラシメルコトガ出来ナイ」として、「実際ニ当ツテハ禁止ノ旨ヲ傳達スルト同時ニ注意破棄サセルカ切断サセルカ進ンデハ承諾ヲ得テ領置スル等、便宜ノ處置ヲ講ズベキデアル」とまとめている(53)。法的な差し押さえ処分ができないので、破棄、切断、さらには「承諾」を得た上で押収すべきである、というのである。「司法処分」はできないのだが禁止はされているので、「禁止處分ノ効果」を「全カラシメル」ために、警察が「便宜ノ處置ヲ構ズベキ」というのである。徐々に法を拡大解釈し、警察の考える「禁止處分ノ効果」をあげるため、現場の判断で取り締まりの方法が少しずつ変化してきている。

注目すべきは、「最近取締ヲ実施シタ特異ナモノ」として、略本暦類似出版物取締禁令ではなく「純然タルー個ノ出版物トシテ」――つまり出版法の対象として――「其ノ内容が安寧秩序ヲ紊ルトノ見界ヨリ不良箇所ノ削除處分」を命じたものがあるという記述である。

この「處分」は、内容上「安寧秩序」を「紊る」という見解によるのだが、その内実は「東京高島派易書出版総本部神栄館発行『昭和九年幸運暦』」等々であり、その中で「男女伊勢参宮ノ凶年」といった題で「伊勢参宮ヲ忌ム年ノ記事」を載せたことが理由であった。『取締大要』はこれについて次のようにまとめている。「要ハ単ナルー個ノ出版物ニ対スル取締ニ過ギナイガ、國体観念高揚ノ時局ト其ノ取締対象トノ関係ニ想到シ味フベキ何モノカ存スルコトヲ深ク感ゼシメラレルモノガアル⁽⁵⁴⁾」。取締対象となる「迷信的」暦註の附いた暦が示す異端的コスモロジーは、「國体観念」とは相容れず、その「高揚」にとって障害となるという見解である。そこで、本来暦は「出版物」ではなかったが、明治26年に制定された出版法によって厳しく取り締まろうということになっていくのである。

こうした事態は、伊勢参宮云々に関わらず見られた。その一端を『単行本処分日誌』 (55) で確認しておこう。図10は昭和16年の処分記録の一部である。ここに記載されている被処分冊子は右から『米相場 必勝宝典』『運気判断 易学百科全書』『新旧対照九星配置 万年暦』『九星暦術 一代運気活断口伝書』『家業繁栄 子孫長久 家相の見方』といったもので、それら全ての上段欄外に「安寧」の二文字が記されている。これら易占、吉凶等に関する出版物が、「安寧秩序」を紊乱するという理由によって出版法第19条に抵触するとの見解が作られている事態をはっきり見ることができる。少し時代は遡るが、後に取り締

できるだけでなく、11日以上6か月以下の重禁固および十円以上二百円以下の罰金が付加されるというものであった。「守札及暦二関スル取締法案撤回ノ件」(明治30年03月15日)。このときの内閣総理大臣は松方正義。

⁽⁵²⁾ 出版法19条「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ 於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版又印本ヲ差押フルコトヲ得」。

⁽⁵³⁾ 前掲,『出版警察法講義 附暦及守札取締大要』, 4~5頁。

⁽⁵⁴⁾ 前掲, 『出版警察法講義 附曆及守札取締大要』, 5頁。

^{(55) 『}発禁本関係資料集成第4輯』湖北社,1977年。

まりの対象になるタイトルを掲げている『九星早見』の例を図11~図13に掲げておく。



図10 『単行本処分日誌』(昭和16年)



図11 『明治二十六年九星早見全』表紙



図12 同『明治二十六年九星早見全』裏表紙



図13 同『明治二十六年九星早見全』 2枚目見開

(2) 昭和16年問題――「國家総力戦の折柄……」

1941年(昭和16年)6月1日,新聞各社(朝日,毎日,読売)の夕刊に,偽暦禁止をめ ぐる大きな記事が掲載された。見出しだけ列挙すると「迷信記載の暦を発禁 大安や仏滅 などを一切追放」(朝日),「相性,運勢などの記載はいっさい禁止」(毎日),「"日の迷信" 抹殺 街の暦発禁に 十干十二支は残す」(読売)という記事である。

それによれば5月31日,内務省警保局検閲課より「偽暦記事掲載出版物取締に関する件」として全国各府県に通牒が発せられたという(但し、通牒原文未見)。偽暦とされる対象は、六曜、三隣亡、九星、五行、十二直、二十八宿、方位、吉凶などである。この禁令は「すでに印刷されてゐるものも没収される」(朝日)ということで、「東京髙島易断所ほか二ヶ所より発行の擬暦の発売を禁止した」(毎日)。ただし陰暦と十干十二支の取り扱いは、「研究の上決定」として、当面保留になった。

読売新聞が「偽暦」を「街の暦」と呼んでいることにも現れているが、いずれの新聞も、暦註のある暦が存在していることを当然視している風でもある。禁令にしても、「いよいよこれを実施する」(読売)とか、「迷信打破をめざしていたが」(毎日)とか、「縁起かつぎの迷信がいよいよ抹殺されることになり」(朝日)といった口調で書かれており、予見された事態の到来についての感慨と、これまで幾度も禁令を出してはうまくいかなかった「取締失敗史」を感じさせる⁽⁵⁶⁾。

この禁令が1941年(昭和16年)という時期に出されたことも注目される。新聞は「内務省としてのねらひ」として次のように紹介している。「古来から傳つた因習と迷信によつて時代逆行的な生活が続けられることを打破しようというもの」であり、「丙午の女や五黄の寅は嫁にゆけぬとか、大安でなくては結婚式が挙げられぬとか、いはゆる合性がいい悪いとか、佛滅は大凶で葬式をやれぬとか……このため時間の浪費、事務の渋滞、根據な

^{(56) 1941}年5月31日の通牒は、何も突然出されたわけではなかった。たとえば読売新聞は、同年5月3日付夕刊で「"九星"や縁起を抹殺 太陽暦一本槍に 迷信打破・陰暦は一切認めず」という記事を出している。同月末の禁令通牒は高らかに禁止を謳っているが、そこではまだ旧暦は認められていた。しかしおよそ一月前までは、陰暦も一切認めない方針であったというわけである。6月からの統制は、すでに一定の妥協をした後の話であった。

き不幸な立場などの弊害が生まれて来るのを根絶し、また農村、漁村方面でもこれらの迷信の束縛から解放してあくまで科学に據つて営みを積極的に進めさせる」ということである(朝日)。「迷信」から「科学」へといったスローガンは、この時期、新聞紙面の随所にあふれ、旧暦撲滅、迷信打破は紙面を賑わしており、この禁令もその一環であった⁽⁵⁷⁾。

だが、内務省出版検閲主任による次の説明はいっそう素直である。この主任によれば、日が悪いとか方位が悪いといった「かういふ馬鹿々々しい話が實際非常に多いのです。これも暦にあるからで、見たために行動を束縛したり無用な不安にとらはれる。國家総力戦の折柄、かういふことで足なみがそろはなくなつては困る⁽⁵⁸⁾ので、迷信的な吉凶はすべて抹殺することにした⁽⁵⁹⁾」ということである。

1937年(昭和12年)8月には国民精神総動員体制が敷かれ、翌1938年(昭和13年)には国家総動員法が公布・施行されている。官暦のシステムに沿わずに陰暦や「迷信的」暦註を掲載する暦が、こうした流れに反するものであり、「足並み」を乱す遠因とみなされていく。さらに1939年(昭和14年)2月には国民精神総動員委員会官制が公布され、同年6月16日には、同委員会が中元歳暮の贈答を廃止するなどの生活刷新案を打ち出している。日めくりカレンダーなどは「暦ではなく贈答品」であるとして逃れたが、次第に贈答品も規制される社会情勢になっていく。

暦は紙がなくては作成できない。物資の統制は紙にも及び、頒曆へと波及する。1940年(昭和15年)5月に新聞雑誌用紙統制委員会が設置され、用紙の割当や配給統制を通じて、全国の新聞社および出版社に対する統制が強化されていく。ただし、もともと暦は出版物として扱われていなかったから(明治36年4月21日「警閣第百一號ノ内警保局長回答」)、神宮からの官暦は別として、一般人の出す一枚摺略暦などは用紙割当から外されており、刊行に困難を来す事態となっていった。当然「おばけ」に用紙が割り当てられるはずもなかった。

では、この禁令の効果についての見通しはどうであったか。早くも2ヶ月後の8月28日には、若干の妥協を余儀なくされている $^{(60)}$ 。内務省警保局検閲課の話では、「昨年〔昭和

^{(57) 1941}年5日3日(夕刊) 読売新聞は、内務省検閲課長の「大正初期に一時取締つたことがあつたが農村の特殊事情によつて漸次くづれてしまつたので今度は関係方面と協力して太陽暦にもとづく新生活運動といふやうなことをやりたいと思つてゐる」という話を掲載している。

^{(58) 「}迷信的」曆註を見たばかりに、行動がそれに束縛され、無用の不安を抱いてしまうということ。束縛されて困るのは、本人というよりもむしろ「足並みがそろわない」という点にあるようだ。

⁽⁵⁹⁾ 朝日新聞 1941年6月3日 (東京) 夕刊

⁽⁶⁰⁾ 本来は、今現在発売されている「偽暦」も禁止・差押のはずで、実際、神栄館はじめいくつかの「偽暦」が処分を受けている。しかし、約2か月後の東京日日新聞(8月28日)には、次のような記事が掲載されている。「暦も臨戦態勢へ前進する――。……さきに内務省図書課(現在の検閲課)では迷信の温床である暦出版の取締に乗り出し、翼賛会、農林省、厚生省等関係官庁と連絡して太陽暦普及運動を展開したが、急にこれを変改することは種々支障を来たすので、まず来年度から巷間に出版されているカレンダーや暦から旧暦、十二支、十干、五行、六曜の文字と絵図を抹殺し、これに代わって国策の線に沿って新しい形態の暦が世に出ることになった。」この記事の見出しは「十干、十二支は一年だけお目こぼし」である。この6月の禁令も、「研究」した結果、再び妥協を強いられたと見ることができるだろう。たとえば、「全国七万の易者から暦を奪ってしまうことはその生活問題にも関するので」という理由から、業務用の九星学等は今回の取り締まりの「範囲外」とされており、こうした例外が数多かったものと思われる(毎日新聞、1941年8月28日)。

15年〕暮れから調査しているが、取り締まりの部類に入れるべきかどうかに迷うものもあって手間取り、十七年度では旧暦がまだ残る暦もある。業者は皆協力しているからだんだん足並みを揃えて、来々年度(昭和十八年度)あたりからは暦からいっさいの迷信を廃して、科学的な完璧なものにしたい」(毎日新聞、8月28日)。「一切禁止」として没収した暦もあるが、見通しとしても「来々年あたりから」というのが実態だったようである

この6月からの禁令を承けて、翌年からの暦はどのような装いになるのか。情報局第五部第一課の談として、次のような方針が示されている。「毎日替わり生活実践要項、国策宣伝、便利記事等の標語をつける」としつつも、「結局十八年度からは太陽暦一本で、スペースを国策宣伝に使うわけで、十八年度は目先を変えて毎日曜ごとに国策宣伝の漫画表示をやる予定である。」(毎日新聞、8月28日)

こうした暦の統制に対して、統制される側の弁として、髙島易断所神宮館鑑定部の話も 併記されているが、そこでは「この結果、地方でお化け暦(秘密出版)が跋扈しはせぬか と恐れています」と述べられている。実際、取り締まりに対する「おばけ」の跋扈という 繰り返しがこれまでの歴史であった。

(3) 投書欄の指摘――西北方の暗剣殺は満州移民を妨げる

新聞の投書欄はもとより編集されているものであるが、なおのこと一定の言説を作り出す力ももっている。朝日新聞1940年(昭和15年)10月19日(東京)夕刊1頁「鉄筆」欄の記事を見てみよう。

ある投書によれば、「多年迷信打破に身命を捧げてゐる吾々にとつての強敵は内務省公認の私暦である」とのことで、これはおそらく一枚摺(略暦)を指しているものと思われる。略暦は自由に暦註を施せたからである。この人物は続けて次のように述べる。「私暦には暗剣殺五黄殺佛滅等大衆を戦慄させる文句を羅列し、殊に昨年と本年の私暦には西北方を暗剣殺と定めてゐるために、どれだけ満州移民を妨げたことか」。先に、伊勢参宮の凶年を指摘した暦が「安寧」を紊乱するとの理由を付けて処分されていた例を見た。方位の善し悪しは、人の移動を制約するものである。満州をはじめ移民の問題、企業や労働者の移動、軍隊の配属や移動などにおいて方位が問題になるとすれば、それは統制強化の大きな理由となったに違いない。

また別の投書では、「本年尋六兒童算術授業を参観した時、兒童六十三名のうち、あとの六十一名の家庭は、すべてインチキ暦によるので、担任の先生も面喰らつたほどである」と記している。これは、記事としては「インチキ暦」を指弾するものだが、伊勢神宮による本暦ないし略本暦がいかに普及していないかを如実に示す記事にもなっている。

これらは1941年(昭和16年) 6月の禁令以前の記事であるが、「偽暦」撲滅への投書記事から、かえって、いかに巷に「偽暦」があふれているかを察することができる。だがそれでも、本禁令以降の統制は厳しくなり、加えて先に触れたように暦を作成するのに必須の用紙が配給制となることで、物質的にも私的な暦を出すことが困難になっていった $^{(61)}$ 。しかし、当局の意向に妥協しながら、種々の「暦」は出続けていたようである。1944年(昭和19年)の「カレンダー」の「十割値上げ」について、同年10月5日付読売新聞(朝刊、

⁽⁶¹⁾ 前掲、岡田『暦ものがたり』、196頁。ここで岡田は、絵文字を用いた盲暦について考察している。

2頁)の記事から紹介しておく。それによれば(1)日表: 1 号 = 29銭,2 号 = 49銭,(2)月表: 1 号 = 9 銭,2 号 = 15銭,3 号 = 25銭,(3)卓上暦表: 1 円 24銭,となった。 10 月 15 日から実施」だから,直前までそれぞれこの半額であった 15 。 しかし裏返せば,「本暦」「略本暦」とは異なる「日表」つまり日めくり 15 などの「カレンダー」が,当局の統制を受けながらではあるが、当たり前のものとして発売されていたことになる。

とはいえ「偽暦」が統制にあって減少すると、増大するのは正統な暦である。しかも、統制の背景にあるのは「総力戦」における「國體観念高揚」だから、伊勢神宮の出す「本暦」「略本暦」を「拝受」することの精神的圧力も高まったと考えられる。とくに「略本暦」は大きく頒暦数を伸ばしている。たとえば「大麻の頒布始奉告祭」という見出しで、1942年度(昭和17年)の頒布予定として、「大麻千五百三十七万体、暦三百七十五万部で、十六年度より大麻百二十万体、暦百五十万部の増加である」という報道がある⁽⁶⁴⁾。神宮神部署の発表した統計によれば、外地の頒暦も含めると、昭和16年の頒暦数は「本暦」44,448部、「略本暦」2,193,814部、合計2,238,262部であった⁽⁶⁵⁾。

5. 小括

ここまで、明治初頭から第二次大戦中までの暦の統制について見てきた。明治維新は旧体制を根本から転換したが、時間システムの大枠である暦もまた大きく転換させた。明治3年には弘暦社以外の頒暦を禁止し、それ以外の暦を「偽暦」として取り締まる根拠が作られる。さらに明治5年の改暦の詔勅は、それまで当然であった種々の暦註とくに中下段の註を妄誕無稽と断じて、煩瑣な註を取り除く方針を明確にした。だが、詔勅は暦註排除の方針を示したに過ぎず、その後も方針を実効的なものとする罰則が作られることはなかった。

頒曆の特権は、幾度かの変遷を経て最終的には明治15年に伊勢神宮に移る。神宮から出される本暦、略本暦は、日の出日の入り時刻をはじめとして数値データを満載した「科学的」暦であり、これが官暦とされたが、数値データは一般の人びとには無用の長物であり、むしろ禁じられた暦註こそ人びとの欲したものであった。その需要に応えたのが略暦である。明治15年の布達は、冊子体ではない一枚摺りの略暦の発行であれば誰にでも認めていたから、吉凶に関する暦註が記載された略暦はその後も発行され続けたのであった。また

^{(62) 1944}年は、新聞購読が一ヶ月1円30銭であった。

⁽⁶³⁾ 日付を知る上で人びとにとって重要なものに「日めくり」があった。しかし日めくりは、形態上からして「暦」でも「略暦」でもなかった。そのため、「偽暦」にもされず、旧暦、「迷信的」暦註、格言など、記載は自由だったと岡田芳朗は指摘している。日めくりは1日分のスペースがかなりあり、これらも次第に戦意高揚スローガンへとその空間を明け渡させられていった。また岡田は、大正から昭和初期にかけて、日めくり、引札略暦、おばけ暦の「3点セット」が「各家庭の必需品」となったと指摘している。前掲、岡田『明治改暦』224頁。ただし本文にも見たように、占い関連の書籍が次々と「安寧秩序」に引っかけられて処分されるようになっており、あまり大々的に「迷信的」暦註を載せている場合、暦の統制にはあわずとも、出版法で取り締まられるおそれはあったのではないか。

⁽⁶⁴⁾ 朝日新聞, 1942年10月2日, 東京版, 夕刊。

^{(65) 『}昭和十六年度神宮大麻及暦拝受統計表』神宮神部署,1942年。さらに、昭和17年には300万部、昭和18年 には500万部弱に達した。前掲、岡田『暦ものがたり』、270頁。

一枚摺略暦よりも詳細な、略本暦に類似したおばけごよみも続出する。神宮から本暦、略本暦が刊行されるようになる明治16年頃からは、偽暦に対する取り締まりも本格的になってくるが、おばけを完全に取り締まることは不可能であったし、出版を差し止めるための法律もなかった。

明治26年に出版法が作られたが、そもそも暦は出版物扱いされていなかった。しかし、次第に暦に対する扱いに変化が見られるようになる。当初、妄誕無稽とされて排除の対象になったのは、かつての中下段の暦註であり、旧暦の日取りや十干十二支の記載などは不問に付されていた。たとえば改暦直後の明治6年の太陽暦には、陰暦の日取りや干支が堂々と掲載されていた。ところが次第に、旧暦の日取りや干支をも含めて「迷信的」と名指されるようになり、とりわけ日中戦争が始まり戦局が深まってくると、総力戦下での「足並み」が問われ、それら「迷信的」暦註を排除しようという動きがますます強くなってきたのである。

しかし、総力戦下においても、旧暦や干支を完全に撲滅することは不可能であった。神宮から出ている本暦、略本暦にも数値データとしての月齢は掲載されていたし、1903年(明治36年)頃に誕生したカレンダーとしての日めくり⁽⁶⁶⁾は、暦でも略暦でもなかったから記述内容に制限はなく、名言格言などとともに旧暦の日取りや干支も堂々と掲載していた。実際には、旧暦は巷にあふれていたのである。

暦から旧暦や干支を取り締まる罰則は、ついに制定されなかった。そこで取り締まる側も、処分の効果を出すために、破棄や切断、承諾を得て押収するなどあの手この手で取り締まるようになる。場合によっては出版法を適用して取り締まるという荒技を見せることもあった。吉凶判断などの「迷信」は「安寧秩序」を紊乱するものとされたのである。こうしてあからさまな「迷信的」暦註は相当程度排除し得たが、しかし、新暦を旧暦と対照させる記述までは完全に撲滅し去ることはできなかった。

このように見てくると、禁止によって「偽暦」が作られ取り締まれていく過程で、偽暦排除の論理も少しずつ変化していることが分かる。当初は頒暦を専売化することで特定のルート以外からの暦の頒布の制限を行い、次に不稽な暦註の除去という名目が追加され、最後は足並みが問題とされるに至る。「迷信的」暦註の対照項は「科学」であった。罰則が作られなかったことにより、官許されていない版元という名目でしか統制できなかったところ、次第に出版法を拡大適用して暦にも及ぶということになっていく。

年や月日に吉凶ありとするコスモロジーにもとづく暦は、「科学」を標榜する官暦のコスモロジーから「迷信」として排除されながらも、取り締まりをすり抜けて人びとの生活を潤し、そのリズムを刻んでいった。だが制度面から見れば、明治から戦前戦中にかけて「迷信的」暦註を排除するという方針が採られ、それらが記載された「偽暦」が取り締まられ、しかも取り締まりが強化されていったことは確かである。それは総力戦という状況と密接に絡んだ、月日と結びついた身体的リズムをめぐるせめぎ合いであった。その点では、多くの人びとが詔勅に素直には従わず、官憲の目を盗んで偽暦を手にし、「安寧秩序」を紊乱する行為をしていたわけである。戦中に統制を強化した政府も一枚摺略暦の発行を認め続けたし、ついに偽暦に関わる罰則を作ることはなかった。これら偽暦を取りまく状

⁽⁶⁶⁾ 暦の会編『暦の百科事典』新人物往来社,1986年,209頁。

況は、戦後、GHQ の占領政策に伴って大きく変化していくことになる。(以下、次号)

現代のカレンダーにも、大安や仏滅の六曜が記載されていることがある。これら吉凶に関わる暦註は、かつて偽暦とされ、規制の対象であった。まず、1870年(明治3年)に弘暦社以外の頒暦を禁じることで、それ以外のルートで頒布される暦を偽暦とする根拠が作られた。さらに1872年(明治5年)の太陽暦への改暦に際して、煩わしき暦註を排除する方針が詔勅でうたわれた。この2つが、それまで当然であった暦註つきの暦を偽暦として構成していったのである。

明治十六年暦からは、「正しい」暦は伊勢神宮から出されるものとなり、「迷信的」暦註を一切排除した「科学的」な暦が基準となった。このとき同時に、一枚摺略暦は誰にでも頒暦が許されることとなる。しかし人びとの生活のリズムは、天文学的・気象学的データで構成された「科学的」な暦では構成され得ず、吉凶の暦註を施した略暦のほかに、略本暦に似せた「偽暦」が密かに、かつ大量に出回ることとなった。日中戦争の戦局が深まってくると、取り締まりが強化されるとともに、それをかいくぐって出される偽暦の統制理由も変わってくる。暦註は「足並み」を乱すという言い方になるのである。こうして、かつて問題視されていなかった旧暦の日取りや干支なども「迷信的」暦註と目されるようになる。場合によっては、出版法を拡大適用して取り締まられる暦も現れてきた。「禁止」によって「偽暦」が作られ、排除の対象とされていくプロセスがあり、排除の論理も時代と共に変遷していったのである。しかし人びとは、それらの規制に必ずしも唯々諾々と従っていたわけではなかった。詔勅で排除されても、通達で禁止されても、科学的言説に迷信と批判されても、「迷信的」暦註は人びとの生活とともにあったのである。